

第七第八全部採殺致之ニ其、理由ハ亦五條ト後、之レヲテ何等モ在ノ意義、其イニニヤルノアリマス、隨テ亦八條以下一第先條上ハ、ストモヤリマス

第九條ノ本條ノ

中央委員カ承認スルヲ要ス

トアルカ、茲ニ言ハレトス、所ノ意思カ之ノ一層判明

アリタル為ニ此ノ條リカ

中央委員会ノ承認ヲ經ルヲ要ス

ト云フ風ニ道ニテノアリマス

第九條本條ニテ、機關ヲ置ク

一、大会ニ中央委員会、中央常任委員会

ノ一併カテレル

第十三條ノ旧ニ其、所屬組合ヲ代議員ニ選出セラレタ

ル場合ハ此限ニ非ラレト云フ、今新制ルノハ久

シハ斯ク云フ風ニスレバ中央委員会、定員代

議員、茲ニ矛盾ニ云フ、立、場カ新制ニ

テス

第九條、加盟各組合ハ此ノ比例ヲ以テ大会代議

員ヲ選出スル、此ニアル「但シ」以下、今新制ヲ採

取、之ニテ、コレト改解ヲ極キ易ク、林殺スルニテ

第十條、大会ノ議決ハ特ニ規定ナク、場合必

シ、議員、過半数、同意ニ依リテ成立ス、但シ可

同数ニテハ、議長、表決ニ依リテ決ス、之ヲ「決

ス」トシ、此ノ議決ニ對シテ「決ス」トス